

初診および再診時の 選定療養費について

令和5年10月付で岡山県より「紹介受診重点医療機関」の承認を受けました。「紹介受診重点医療機関」とは外来受診の際に紹介状が必要であり、手術・処置や化学療法等を必要とする外来、高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っている医療機関です。紹介状を持たずに初診等で受診される場合、診療費とは別に選定療養費を、国が定めた金額以上徴収することが義務付けられています。何卒ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

選定療養費	医科	歯科
【初診時】 紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合に、 保険診療分とは別にご負担いただく費用	7,700円 (税込)	7,700円 (税込)
【再診時】 当院がかかりつけ医へ文書による紹介を行なった にもかかわらず、引き続き当院を受診される場合に、 保険診療分とは別にご負担いただく費用	3,300円 (税込)	3,300円 (税込)

但し、他の医療機関からの紹介状を持参された場合や緊急その他やむを得ない場合は除きます。（救急車搬送、公費医療券の患者さま等） また、歯科は、健康保険法上内科等他の科とは別の扱いになりますので、それぞれでご負担いただきます。



ぜひ、「かかりつけ医」をお持ちいただき、
紹介状を持って当院へ受診いただきますようお願いいたします。



令和6年3月 病院長



倉敷中央病院